



仕事と介護の両立支援制度

介護のために休業したい！

介護休業

- ・対象家族1人につき**通算93日**を、**3回を上限として分割して取得**できます。
- ・**有期契約労働者**であっても、以下の要件を満たせば、取得できます。
- ①入社1年以上であること
- ②介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと

介護休業を取得するほどではないけど、通院付添いや各種手続きのために休みたい！

介護休暇

- ・対象家族が**1人**の場合は**年間5日**、**2人以上**の場合は**10日**利用できます。
- ・**半日単位**で利用できます。

各制度の対象家族とは？

配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫

介護するために残業を免除してほしい！

所定外労働の制限

所定労働時間を超える就業を免除できます。

介護するので、少しなら残業できるけど、長時間はできない・・・

時間外労働の制限

1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を免除できます。

介護するために深夜の就業を免除してほしい！

深夜業の制限

22時～5時の就業を免除できます。

他に仕事と介護を両立するための制度はないかな？

所定労働時間の短縮等の措置

- ・事業主は、以下のいずれかの措置を講じる必要があります。
- ・介護休業とは別に、対象家族1人につき**3年間で2回以上**利用できます。
- ①短時間勤務制度
- ②フレックスタイム制度
- ③始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ制度
- ④労働者が利用する介護サービスの費用助成その他これに準ずる制度

介護休業等を取得するなら、辞めてもらう！

NGです！不利益取扱いの禁止

- ・育児・介護休業法では、法に基づいた**制度の申出や休業等の取得を理由として、労働者に対し不利益な取扱いをすることを禁止**しています。
- ・以下のような行為が不利益な取扱いの例として、挙げられます。
- 解雇すること
- 有期雇用者について、契約更新をしないこと
- 退職又は正社員からパートにするなど労働契約内容の変更を強要すること 等

※入社1年未満の場合等、場合によっては制度を利用できないことがあります。

介護休業等のご相談は、青森労働局雇用環境・均等室へ
TEL:017-734-4211

(平成30年10月)